

Lenovo Services for RHEL® のご提供条件

注意：包装開封前に本ご提供条件をよくお読みになり、Lenovo Services for RHELのサービス内容をご理解ください。
本サービスをご利用いただくには、本パッケージがお手元に届いてからすみやかに「登録票記入要領」に従って「Lenovo Services for RHEL登録票」(以下、「登録票」といいます。)
により登録していただく必要があります。「登録票記入要領」および「登録票」は、本パッケージに同封されています。

第1条 サービスの内容

1 提供するサービスの内容

Lenovoは、お客様のシステム管理者を対象として、登録票で登録されたサービス対象機械(以下、「サービス対象機械」といいます。)で稼働する対象Linuxプログラムに対して、電話などによる以下のサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。なお、本ご提供条件で定める対象Linuxプログラムとは、登録票記載のサービス商品の対象となるLinuxプログラムおよびそのサブスクリプション契約にて変更可能なバージョンのことを意味します。

1) Lenovo製機械で稼働する対象Linuxプログラムに対するサービス

- (1)使用方法に関する技術上の疑問点、および障害に対する問題の切り分けを支援します。
- (2)サービスの過程で、Lenovoが必要と判断する場合には、使用方法に関する技術上の疑問点、および再現実性のある障害に関する問い合わせについて、LinuxディストリビューターもしくはLinuxサポート提供会社へ取り次ぎます。
- (3)取り次ぎ先からの回答結果に関する疑問点についての支援

2) Lenovoは、自らの自由な裁量により、対象Linuxプログラムの新規の重要障害問題に対して、新たなソースコード修正プログラム(以下「修正プログラム」といいます。)を作成する場合があります。この場合、Lenovoは、修正プログラムを、お客様ではなく、対象LinuxプログラムのLinuxディストリビューターに提出します。Linuxディストリビューターが修正プログラムを採用した場合、お客様は、当該Linuxディストリビューターとの使用許諾に基づき、当該ディストリビューターから直接修正プログラムを入手していただけます。修正プログラムには、本提供条件の第11条(Linuxその他のオープン・ソース・ソフトウェアに関する特則)が準用されます。

2 サービスのご提供時間

本サービスの提供時間は、以下の標準時間帯または拡張時間帯のいずれかで、「登録票」で特定されます。以下の時間帯を除く時間において本サービス提供は行われません。

標準時間帯：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

拡張時間帯：サービス受付時間～週7日、1日24時間

(法定点検日、緊急保守または不可抗力等により中断することがあります)

サービス対応時間～月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

サービス対応時間については標準時間帯および拡張時間帯ともに、祝日および年末・年始(12月30日から1月3日)およびLenovo法定点検日は除きます。ただし、拡張時間帯のサービス対応時間についてはお客様の本番業務が停止し、かつ回避手段のない障害が発生した場合には、その限りではありません。

第2条 サービスの前提条件

- 1 お客様には、本サービスのお客様側担当者として適切なシステム管理者を1名、および関連情報を登録票にてLenovoに登録していただきます。
- 2 お客様は、対象Linuxプログラムの使用権を有していること、およびLenovoが本サービスを提供するために必要な全ての権利・承諾を対象Linuxプログラムの権利者から取得していることを保証していただきます。
- 3 本サービスは、お客様に対する支援を目的とした準委任のサービスであり、サービスの提供によりプログラムの実行に誤りがないこと、お客様の特定の使用目的を満たすこと、およびサービスの結果を保証するものではありません。
- 4 対象Linuxプログラムに対する本サービスでの回答内容、および解決策の提供などについては、本サービスで保証するものではありません。

第3条 サービスの適用除外

- 1 本サービス対象のLenovo製機械がサポートしていない対象Linuxプログラムに対するサービス
- 2 Linuxディストリビューターで稼働認証された環境外で使用されている対象Linuxプログラムに対するサービス
- 3 Linuxディストリビューターが、問い合わせの受付サービスを終了している対象Linuxプログラムに対するサービス
- 4 対象プログラムに対するお客様による変更起因するサービス。
- 5 コーディング上の問題点に関する分析、コンサルタント業務およびプログラム開発にかかわるサービス

第4条 サービス開始日およびサービス終了日

本サービスの開始日は、Lenovoが登録票を受領した日とし、当該開始日をもってお客様とLenovoとの間にご提供条件に基づく契約(以下、「本契約」といいます。)が有効に成立します。ただし、開始日はLenovoから本パッケージを出荷した日より60日以内とし、受領日が60日を超えた場合、出荷日より60日目を本サービス開始日とします。本サービスの終了日は本サービス開始日より本サービス年数分までとします。

第5条 請求およびお支払い条件

お客様には本サービスをLenovoから購入された場合はLenovo所定の条件、Lenovoビジネス・パートナーから購入された場合にはLenovoビジネス・パートナー所定の条件に基づき、料金をお支払いいただきます。

第6条 お客様の責任

お客様は、Lenovoが本サービスを提供するために必要なデータまたは情報をLenovoに提供するものとします。お客様は、氏名、住所等通知の内容に変更が発生した場合は、速やかにLenovoへ通知するものとします。お客様は、本サービスを受ける前に、お客様作成のものも含め、必要なデータ、プログラム等につき、自己の責任でバックアップを取得しておくものとします。

第7条 機密情報

両当事者間で取り交わされる情報は、別途Lenovo所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。

第8条 個人情報

- 1 本契約の履行に伴い、Lenovoがお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(事項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。)は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結するLenovo所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
- 2 なお、お客様は、LenovoおよびLenovoの関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メールアドレスを含みます。)を、Lenovoが営業を行う地域に保存・使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はLenovoとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、LenovoおよびLenovoの関連会社の委託先、Lenovoビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。

第9条 責任の制限

- 1 本契約および本サービスに関するLenovoの責任およびLenovoに対するお客様の救済手段の範囲は、次の各項に定めるものとします。
- 2 お客様がLenovoの履行または不履行を原因とする救済を求めるとする場合には、Lenovoの損害賠償責任は、請求の原因を問わず現実発生した通常かつ直接の損害に対してのみ損害発生直接原因となった本サービスの料金を限度額とする金銭賠償に限って、責任を負うものとします。
- 3 Lenovoは、いかなる場合にも、Lenovoの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、Lenovoの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負わないものとします。

第10条 その他

- 1 お客様は、自己および自己の業務処理のためにサービスの提供を受けるものとし、Lenovoの書面による事前の同意がない限り本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡、移転または本サービスを再販することはできません。
- 2 Lenovoは、Lenovoが選択する第三者を使用して本契約に定める本サービスを提供することがあります。
- 3 本契約に基づいていかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅するものとします。
- 4 本サービスの提供に関連して、Lenovoの提供するデータはLenovoが信頼できるとみなした原資料から作成されるものですがLenovoは、その正確性、完全性または有用性について保証するものではありません。またお客様による本サービスの使用結果はお客様の責任とします。
- 5 お客様またはLenovoに本契約の違反その他契約を継続したい重大な事由が生じた場合には、相当期間を定めてその是正を催告するものとし、かかる期間内に是正されない場合には、相手方は本契約を解約できるものとします。
- 6 Lenovoは、お客様に対する3か月前の書面による通知により、本契約の条項を変更することができるものとします。この場合、お客様はLenovoに対する1か月前の書面による通知により、本契約を解約し、かつお客様より通知がなされたときまでにすでに合意された個々の本サービスにつきその受領を中止することができます。なお、お客様には解約前に提供された本サービスに対しては料金をお支払いいただきます。
- 7 お客様は、Lenovoに対する1か月前の書面による通知により、本サービスを解約することができます。この場合の料金の払い戻しはありません。
- 8 Lenovoは、3か月前の書面による通知により、本サービスを解約することができます。この場合、Lenovoは受領済みのサービス料金のうち残存期間分を返還します。
- 9 お客様には、登録票またはそのコピーをお客様の責任において管理していただきます。これは本サービスを依頼される時に必要となる場合があります。
- 10 本ご提供条件の条項は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

第11条 Linuxその他のオープン・ソース・ソフトウェアに関する特則

- 1 お客様がご使用になるLinuxその他のオープン・ソース・ソフトウェア(注)またはその他のフリーソフトウェア(以下「特定ソフトウェア」といいます。)は、Lenovoからではなく、Linuxディストリビューター、それぞれの著作権者またはその他の権利者(以下「権利者等」といいます。)から直接お客様に配布され使用許諾されるものであり、権利者等の使用許諾条件が適用されるものとします。Lenovoは、これらの特定ソフトウェアを配布するディストリビューターではなく、単に、お客様ののご指定に基づき、本契約で特定される作業をお客様のためのみ提供するものです。Lenovoは、明示または黙示を問わず、特定ソフトウェアに関する特許実施権その他の権をお客様に許諾するものではありません。(注)ここでオープン・ソース・ソフトウェアとは、一定の使用条件のもと、ソースコード形式で利用可能な状態として提供されるソフトウェアをいい、GNU General Public License(GPL)およびGNU Lesser General Public License(LGPL)が適用されるコード(例えばLinux等)を含みます。
- 2 Lenovoは、特定ソフトウェアについて法律上の瑕疵担保責任を含むいかなる明示または黙示の保証も行わないものとし、特定ソフトウェア起因する損害について一切責任を負いません。
- 3 Lenovoは、お客様がご使用になる特定ソフトウェアそのものを改変すること、および特定ソフトウェアに基づき開発したプログラム(障害問題修正コード等)の作成を含みます。)をお客様に提供することは行わないものとします。ただし、本ご提供条件第1条第1項第(2)号に基づき、Lenovoが自由な裁量により作成した修正プログラムがLinuxディストリビューターから提供される場合があります。

‘Lenovo’は米国およびその他の国における商標です。



レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田 4-14-1

TEL: 0120-13-0884 (番号案内)

11-2015 Printed in Japan

・仕様は事前の予告なしに変更する場合があります

・製品、サービス等詳細については、弊社、

もしくはLenovoビジネスパートナーの営業担当員にご相談ください。

SWRHE01

バーコード・シールは